

# 定 款

 *Papyrus* 株式会社 パピルス

# 株式会社パピルス 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社パピルスと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
2. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
4. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
5. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
7. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
8. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
9. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
11. 道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業
12. 介護用品や健康機器の販売
13. 介護・福祉に従事する介護員等の教育・研修及び養成事業
14. 飲食店業

15. 職業紹介事業

16. 不動産の保有、賃貸、管理及び運営

17. 前各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府豊中市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(会社が発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は1,000株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券、100株券の4種類とする。

ただし、株主の希望により随意の株式数を記載した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(端株主の権利)

第8条 端株主は、次の権利を有しないものとする。

① 利益配当金もしくは利益配当を受ける権利

② 株式の転換を請求する権利

③ 新株引受権、新株予約権の引受権、新株引受権付社債の引受権を受ける権利

2. 端株主は、当社に対して、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡す旨を請求することができる。

(株券の不所持の申出)

第9条 当会社の株主は、株券の不所持を申し出ることができる。この場合、当会社所定の書式による書面に署名または記名押印し、株券が既に発行されている場合は、株券を添えて提出しなければならない。

2. 株券の不所持を申し出た株主が、株券の交付を請求するには、当会社所定の書式による書面に署名または記名押印し、提出しなければならない。また、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株式の名義書換)

第10条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録および信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の末梢についても同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2. 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名または記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければ

ならない。

(基準日)

第 14 条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主となる。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(株主等の届出事項)

第 15 条 当社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項の変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会)

第 16 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集手続)

第 18 条 株主総会の招集は、会日より 1 週間前に各株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。

2. 商法第 343 条に定める決議（商法第 343 条が準用される場合を含む）は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上によってこれを決する。

(書面による決議)

第 20 条 総会の決議の目的たる事項について取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 22 条 株主総会の議事については、その経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名押印、記名押印または電子署名を行う。

(取締役の員数)

第 23 条 当社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任方法)

第 24 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 25 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により就任した取締役の任期は、その就任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 26 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。

2. 代表取締役は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行し、会社を代表する。
3. 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任する。

(取締役会)

第 27 条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、会社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する。

2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前まで各取締役に対して発する。ただし、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

(決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、その経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名押印、記名押印または電子署名を行う。

(報酬および退職慰労金)

第 30 条 取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 監 査 役

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は 1 名とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により就任した監査役の任期は、その前任監査役の任期の満了すべき時ま



でとする。

(報酬および退職慰労金)

第 34 条 監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 計 算

(営業年度)

第 35 条 当会社の営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。

(利益配当金の支払い)

第 36 条 当会社の利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 利益配当金は、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は支払う義務を免れるものとする。

2. 未払い利益配当金には利息をつけない。

平成 年 月 日

この定款は、当会社の現行定款に相違ない。

株式会社パピルス

代表取締役 木村 眞

# 事業報告書

自 平成25年10月1日  
至 平成26年9月30日

## I 事業活動の概況に関する事項

### 1 事業年度末日における事業内容・当該事業年度における事業の経過状況

訪問介護、通所介護ともに競合他社がどんどん増えていく中、サービス提供者のあたたかいサービス提供を心がけ、利用者数も減ることなく順調に成長しています。また、今期はサービス付き高齢者向け住宅「一倫」の開設、それに伴って訪問看護事業所「巴御前」の開設を行ない、今までの訪問・通所のためのサービス提供に加え、施設系・医療系のサービス提供を開始する事で、より利用者へ対して幅のあるサービスを提供できる体制となりました。

#### 事業の実施状況

##### ①訪問介護事業

###### パピルス

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	2,603人	133,562,399円
H24. 10～H25. 9	2,488人	123,668,262円
対前年比	104.6%	108.0%

###### パピルス箕面営業所

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	916人	37,812,354円
H24. 10～H25. 9	814人	36,871,905円
対前年比	112.5%	102.6%

##### ②居宅介護支援事業

###### 夕鶴

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	1,451人	14,985,123円
H24. 10～H25. 9	1,259人	12,760,561円
対前年比	115.3%	117.4%

###### 夕鶴箕面営業所

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	643人	6,433,701円
H24. 10～H25. 9	559人	6,060,802円

対前年比	115.0%	106.2%
------	--------	--------

夕鶴服部営業所

	利用者数	介護報酬額
H25. 10~H26. 9	1,467人	13,899,589円
H24. 10~H25. 9	1,334人	12,970,403円
対前年比	110.0%	107.2%

夕鶴豊南営業所

	利用者数	介護報酬額
H25. 10~H26. 9	517人	4,672,468円
H24. 10~H25. 9	525人	4,875,288円
対前年比	98.5%	95.8%

③福祉用具貸与事業

弁慶

	利用者数	介護報酬額
H25. 10~H26. 9	1,874人	26,182,850円
H24. 10~H25. 9	1,719人	23,519,404円
対前年比	109.0%	111.3%

④特定福祉用具販売事業

弁慶

	利用者数	販売額
H25. 10~H26. 9	134人	1,525,747円
H24. 10~H25. 9	125人	1,882,784円
対前年比	107.2%	81.0%

⑤通所介護事業

パピルス箕面

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	492人	44, 800, 123円
H24. 10～H25. 9	489人	44, 508, 632円
対前年比	100. 6%	100. 7%

#### パピルス利倉

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	1, 053人	75, 875, 502円
H24. 10～H25. 9	1, 016人	72, 929, 999円
対前年比	103. 6%	104. 0%

#### パピルス島江

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	431人	15, 724, 124円
H24. 10～H25. 9	427人	12, 870, 413円
対前年比	100. 9%	122. 2%

#### ⑥訪問看護事業

巴御前（介護保険） ※平成26年7月開設

	利用者数	介護報酬額
H26. 7～H26. 9	5人	93, 848円

巴御前（医療保険） ※平成26年7月開設

	利用者数	介護報酬額
H26. 7～H26. 9	0人	0円

#### ⑦障害福祉サービス事業

パピルス（移動支援）

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	849人	26, 425, 335円
H24. 10～H25. 9	811人	23, 271, 901円
対前年比	104. 7%	113. 6%

パピルス（居宅介護）

	利用者数	介護報酬額
H25. 10～H26. 9	416人	23, 265, 170円
H24. 10～H25. 9	416人	21, 628, 513円
対前年比	100%	107. 6%

⑧ サービス付き高齢者向け住宅事業  
一倫 ※平成26年6月開設

	入居者数	賃料等
H26. 6～H26. 9	56人	5, 684, 800円

2 営業所等の新規設置状況

- ① サービス付き高齢者向け住宅「一倫」  
大阪府豊中市利倉東一丁目3番1号

II 組織の状況に関する事項

1 役員に関する事項

地位	氏名
代表取締役	木村 眞
代表取締役専務	木村 元紀
専務取締役	木村 知也
常務取締役	佐野 満男
常務取締役	香川 登志
取締役	加藤 有希
取締役	神崎 好成
取締役	木村 佳子
監査役	木村 真利子

2 営業所等の設置状況

	所在地
本社	大阪府豊中市庄内栄町一丁目11番17号
箕面営業所	大阪府箕面市牧落二丁目7番15号
服部営業所	大阪府豊中市服部西町二丁目5番15号
豊南営業所	大阪府豊中市豊南町西二丁目10番14号
島江営業所	大阪府豊中市島江町一丁目3番1-104
利倉デｲｰビスセンター	大阪府豊中市利倉東一丁目6番68号
一倫	大阪府豊中市利倉東一丁目3番1号

### Ⅲ その他法人の状況に関する重要な事項

新規利用者獲得に向けて、来期以降、島江デｲｰビスの拡張、豊南営業所の移転を計画し、進めて参ります。